

# 格安料金で排水管洗浄をするつもりが、高額な工事の契約に？

## 相談事例

「排水管洗浄を格安の5000円で行う」というチラシが郵便受けに入っていた。その後、チラシの事業者から自宅に電話があり、「排水管洗浄をしないか」と勧誘された。5000円で済むならやってみようかと思い、自宅への来訪を承諾した。

来訪した事業者に見てもらったところ、排水管洗浄をせずに排水管工事の契約を勧められた。工事費は50万円と高額だったが、「このまま放っておくと水漏れして大変なことになる」と急かされ、焦って契約してしまった。

あとになって冷静に考えると、高額なので焦って契約したことを後悔している。どうしたらよいか。



## 消費生活センターから

「格安料金でできます」などと言って勧誘し、最初に言っていた料金よりも高額な工事の契約を結ばせるものです。

このようなチラシの内容には、公共工事であるかのように思わせたり、公的機関との関連を思わせるような記載がされているものもあります。

また、突然家に来た業者に「このままでは危険」などと言われ、不安になり、屋根の工事や床下の修理などの高額な契約をしてしまったという相談も寄せられています。

業者をいったん家に入れると、断れない雰囲気になり、必要とっていなかった契約をしてしまうこともあります。

- 急かされても、本当に必要な工事か、冷静に考えましょう。
- 必要な工事であれば、複数の業者から見積もりを取るなどして慎重に検討しましょう。
- 事業者から契約をもちかける「訪問販売」の場合、工事が開始または完了していてもクーリング・オフができる場合があります。詳細については、消費生活センターまでお問い合わせください。

おかしいな、と思ったら消費生活センターへご相談ください

### ◆世田谷区消費生活センター

相談専用電話

☎3410-6522

高齢者（65歳以上）消費者被害相談専用電話

☎5486-6501